

東大阪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

東大阪市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年東大阪市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の東大阪市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた東大阪市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償であって、改正前の東大阪市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第4条の規定による金額により支給されたもの（その額が

660,000円未満であるものに限る。)の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

東大阪市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

新	旧
<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に 従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業 務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、 葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給 する。</p>	<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に 従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業 務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、 葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給 する。</p>